

# 鹿沼市建設工事共同企業体取扱要領

## (目的)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事に係る共同企業体（以下「共同企業体」という。）について必要な事項を定めることにより、建設工事の適正な施工の確保を図ることを目的とする。

## (活用)

第2条 共同企業体の活用は、建設業者の信用、技術、施工能力等を勘案し、技術力の結集等により、効果的施工の確保ができると認められる場合とする。

## (種類)

第3条 共同企業体の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

### (1) 特定建設工事共同企業体

建設工事の特性に着目して、市の発注する工事ごとに結成され、技術力の結集等により、効果的に工事施工が確保できると認められる共同企業体をいう。

### (2) 経常建設共同企業体

建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、経営力及び施工力を強化するために結成する共同企業体をいう。

## (特定建設工事共同企業体に発注する工事の種類及び規模)

第4条 特定建設工事共同企業体に発注する工事の種類及び規模は、原則として次の各号に掲げるとおりとする。

### (1) 工事の種類

ア 技術的難度の高い建設工事（橋りょう、トンネル、ダム、せき、下水道等の大規模土木構造物及び大規模建築、大規模設備等の建設工事）

イ 特殊工法を用いること等により地元建設業者の技術の習得の促進に寄与することを目的とする工事。

### 工事の規模

業 種	金 額
ア 技術的難度の高い建設工事（橋りょう、トンネル、ダム、せき、下水道等の大規模土木構造物）	概ね 2 億円以上
イ 技術的難度の高い建設工事（大規模建築物）	概ね 3 億円以上
ウ 技術的難度の高い大規模設備等の建設工事	概ね 1 億円以上
その他、工事の規模、性格等に照らし共同企業体による施工が必要と認められる工事	

## (構成員の数)

第5条 共同企業体の構成員の数は、原則として2社以内とする。ただし、特に大規模であって技術的難度の高い工事については、3社以内とすることができる。

## (構成員の組合せ)

第6条 特定建設工事共同企業体の組合せは、原則として市内に主たる営業所を有する者のうち、鹿沼市建設工事請負業者資格審査要綱（平成22年3月24日鹿沼市告示第52号。以下「資格審査要綱」という。）第4条第3項に規定する等級格付がA級に属するものの組合せとする。ただし、特別な事情があると認められるときは、この限りではない。

2 経常建設共同企業体の構成員の組合せは、原則として市内に主たる営業所を有する者のうち、資格審査要綱第4条第3項に規定する同一等級又は直近等級に属するものの組合せとする。ただし、個別審査において、下位の等級に属する者に十分な施工能力があると認められる場合には、構成員となる者のうち上位の等級にある者から直近2等級下位までに属する者の組合せとすることができる。

## (構成員の要件)

第7条 特定建設工事共同企業体の構成員は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 建設工事を発注する年度の建設工事入札参加資格者名簿に登載されていること。

(2) 当該建設工事に対応する許可業種につき許可後3年を超える営業年数を経ていること。

(3) 原則として当該建設工事を構成する一部の工種を含む工事について元請けとしての実績を有す

ること。

(4) 当該建設工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を保有していること。

2 経常建設共同企業体の構成員は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 建設工事を発注する年度の入札参加資格審査を終了していること。この場合において構成員は、同一の業種で2以上の経常建設共同企業体の構成員となっていないこと。

(2) 希望する工事種別に対応する許可業種につき許可後3年を超える営業年数を経ていること。

(3) 原則として希望する工事種別につき元請としての実績を有すること。

(4) 当該建設工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を保有していること。

(出資比率)

第8条 共同企業体の構成員の出資比率の最小限度基準は、次の各号に定めるところによる。

(1) 2社の場合 30パーセント以上

(2) 3社の場合 20パーセント以上

(代表者の選定方法)

第9条 特定建設工事共同企業体の代表者は当該工事に対応する建設業法(昭和24年法律第100号)第15条の規定に基づく特定建設業者の許可を有する者とし、その出資比率は構成員中最大(同比率を含む。)とする。

2 経常建設共同企業体の代表者は、構成員の協議により決定されたものとする。

(特定建設工事の決定)

第10条 市長は、工事規模、工事内容及び難易度等を総合的に勘案の上、特定建設工事共同企業体へ発注する建設工事(以下「特定建設工事」という。)を決定するものとする。

(特定建設工事共同企業体の結成方式)

第11条 特定建設工事共同企業体の結成方式は、自主結成とする。

(特定建設工事共同企業体の結成)

第12条 市長は、特定建設工事共同企業体を契約の相手方としようとするときは、あらかじめその旨及び次の各号に掲げる事項を公示し、これにより入札参加資格審査の申請を行わせるものとする。

(1) 結成方式及び特定建設工事の内容

(2) 提出書類及びその提出期限

2 特定建設工事共同企業体の構成員は、同一工事で2以上の特定建設工事共同企業体の構成員となることはできない。

3 第1項第2号の掲げる提出書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 特定建設工事共同企業体建設工事入札参加資格審査申請書(様式第1号)

(2) 特定建設工事共同企業体協定書

(3) 各構成員の経営事項審査結果通知書の写し

4 委任状については、その委任内容によりその都度提出するものとする。

(特定建設工事共同企業体の建設工事入札参加資格申請手続)

第13条 建設業者が特定建設工事共同企業体を結成したときは、指定された期限内に前条第3項に定められた書類各1部(組)を市長に提出しなければならない。

(特定建設工事共同企業体の資格審査及び格付け)

第14条 前条により書類を提出した特定建設工事共同企業体については、鹿沼市入札管理委員会(以下「委員会」という。)で入札参加資格審査を行い、適格な者に資格を与えるものとし、格付けは、次の各号により行う。

(1) 構成員の級別格付けが異なる場合は、上位の構成員の格付けをもって特定建設工事共同企業体の格付けとする。

(2) 構成員の格付けが同一の場合は、当該構成員の格付けをもって特定建設工事共同企業体の格付けとする。

2 市長は、前項の格付けの結果を、特定建設工事共同企業体の代表者に通知するものとする。

(特定建設工事共同企業体の有効期間)

第15条 市が契約した特定建設工事共同企業体の有効期間は、当該建設工事の完成後3か月を経過した日までとする。

なお、当該有効期間満了後においても当該工事につき、契約不適合責任がある場合には、各構成員は、連帯してその責任を負うこととする。

2 当該工事につき結成された特定建設工事共同企業体のうち契約の相手方とならなかったものの有効期間は、当該工事の契約が締結されたときをもって終了するものとする。

(経常建設共同企業体の建設工事入札参加資格申請手続)

第16条 経常建設共同企業体の指名競争入札参加申請の申請期間は、市長が別に定める期間とし、次の各号に定める書類を提出するものとする。

- (1) 経常建設共同企業体建設工事入札参加資格審査申請書(様式第2号)
- (2) 経常建設共同企業体協定書
- (3) 各構成員の経営事項審査結果通知書の写し
- (4) 経営規模総括表(様式第3号)

2 委任状については、その委任内容によりその都度提出するものとする。

(経常建設共同企業体の資格審査及び格付け)

第17条 経常建設共同企業体の資格審査については、資格審査要綱及び鹿沼市建設工事入札参加資格審査事務処理要領(昭和60年鹿沼市長決定。以下「事務処理要領」という。)の定めるところによる。ただし、事務処理要領第6条の客観的要素については、次の各号に掲げるとおりとし、事務処理要領第7条の主観的要素については、考慮しないものとする。

- (1) 経営規模は、各構成員の年間平均完成工事高、自己資本額及び職員数のそれぞれの和とする。
- (2) 経営状況分析に係る評点は、構成員について算出される総合評定値経営状況分析得点の平均値によるものとする。
- (3) その他の評価項目は、技術職員数については、各構成員の技術職員数の和とし、営業年数については、構成員の営業年数の平均値によるものとする。

(経常建設共同企業体の有効期間)

第18条 経常建設共同企業体の有効期間は、格付けを決定した日の翌日から翌年度において新たな格付けが決定されるまでの期間とする。ただし、当該有効期間満了後においても当該工事につき契約不適合責任がある場合には、各構成員は、連帯して責任を負うこととする。

(共同企業体編成表の提出)

第19条 市の工事を受注した経常建設共同企業体及び特定建設工事共同企業体の代表者は、契約を締結した日の翌日から起算して5日以内に共同企業体編成表(様式4号)を市長に提出しなければならない。

(その他)

第20条 この要領に定めない事項は、資格審査要綱及び事務処理要領の定めによることとし、その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要領は平成8年9月25日から施行する

(鹿沼市建設共同企業体取扱要領の廃止)

2 鹿沼市建設共同企業体取扱要領(平成3年5月1日制定)は、廃止する。

3 この要領は平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要領は平成27年5月1日から施行する

附 則

この要領は令和4年4月1日から施行する

附 則

この要領は令和6年6月1日から施行する

様式第1号

建設工事入札参加資格審査申請書  
(特定建設工事共同企業体)

年 月 日

鹿沼市長

宛

共同企業体の名称

共同企業体代表構成員の  
所在地、商号又は名称及  
び代表者氏名

共同企業体構成員の  
所在地、商号又は名称及  
び代表者氏名

今般、連帯責任によって請負工事の共同施工を行うため  
代表者とする  
を  
特定建設工事共同企業体を結成したので、同企業  
体を貴施工の請負工事の入札に参加致したく、別冊指定の書類を添えて申請致します。  
なお、この参加資格審査申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを  
誓約します。

記

商号又は名称	許可番号	許可年月日	営業の種目
希望する工事種別			

様式第2号

建設工事入札参加資格審査申請書  
(経常建設工事共同企業体)

年 月 日

鹿沼市長

宛

共同企業体の名称

共同企業体代表構成員の  
所在地、商号又は名称及  
び代表者氏名

共同企業体構成員の  
所在地、商号又は名称及  
び代表者氏名

今般、連帯責任によって請負工事の共同施工を行うため  
代表者とする  
経常建設共同企業体を結成したので、同企業体を  
貴施工の請負工事の入札に参加致したく、別冊指定の書類を添えて申請致します。

なお、この参加資格審査申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

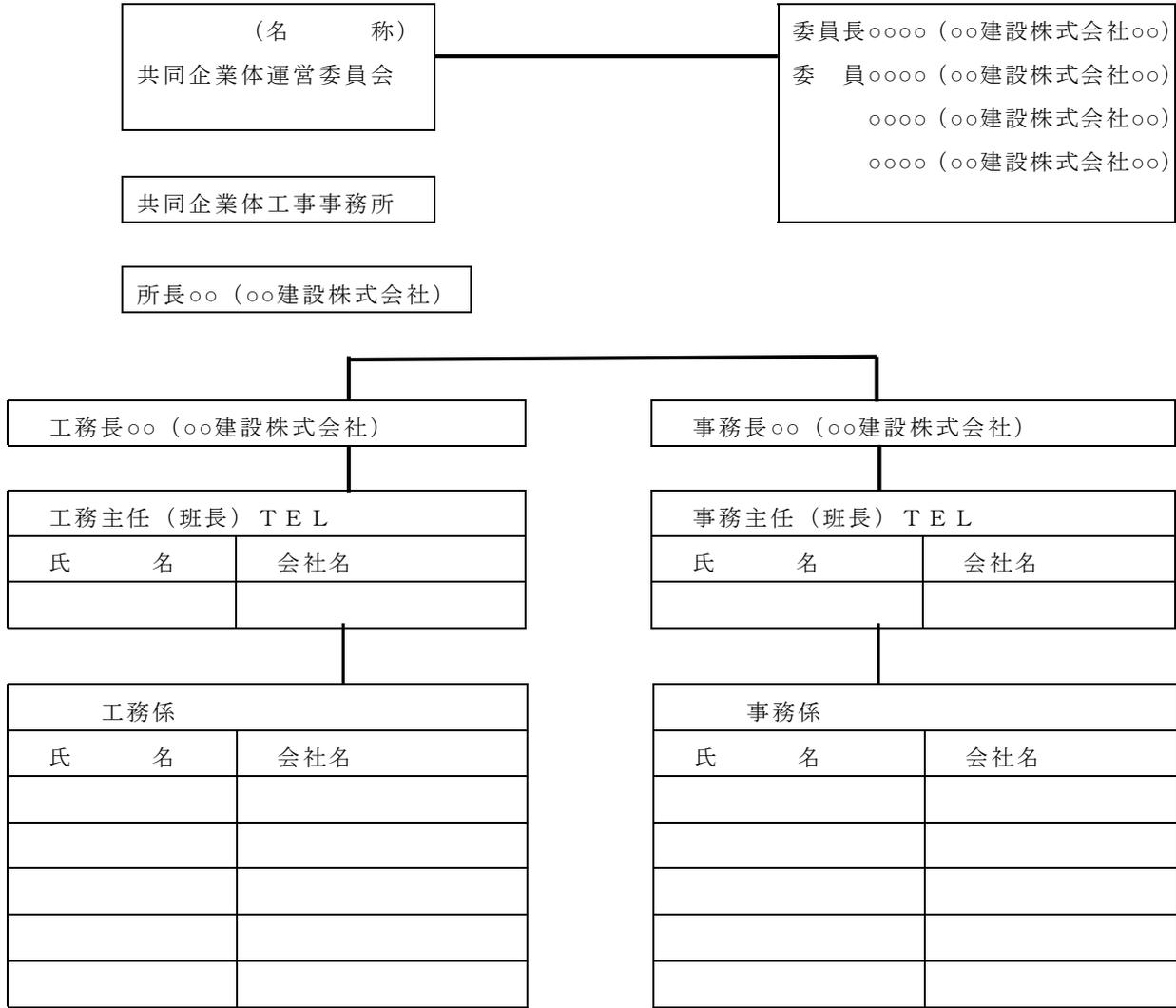
記

商号又は名称	許可番号	許可年月日	営業の種目
希望する工事種別			

共同企業体経営規模等総括表

受付番号	企業体の名称									
希望工事 種別等	単位	構成員名及び直前2か年間の年間平均完成工事高					計又は平均	X 1	客観点数 X1(1 X2/70+Y/40+Z/55)	
		代表者								客 観 点 数
工事	千円					計		X 1		
工事	千円					計				
工事	千円					計				
工事	千円					計				
工事	千円					計				
その他の工事	千円					計				
合計	千円					計				
自己資本額	千円					計		X 2		
建設業に従事 する職員数	人					計				
1級技術者数	人					計		Z		
2級技術者数	人					計				
その他の技術 者数	人					計				
営業年数	年					平均				
経営状況分析 評点	点					平均		Y		

共同企業体編成表



(注) 1 本表の構成は標準的なものを示したものであり、役職名も記入例である。  
2 記載内容に変更があった場合も本様式を使用し、「変更届」と明記して提出すること。

## 特定建設工事共同企業体協定書（案）

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) 鹿沼市発注に係る 工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。  
以下単に「建設工事」という。）の請負

(2) 前号の事業に附帯する事業

（名称）

第2条 当共同企業体は、〇〇特定建設工事共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、建設工事の完成検査終了後3か月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 建設工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結されたときに解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について、発注者と契約内容の変更増減等があっても、構成員の出資の割合は、変わらないものとする。

〇〇建設株式会社 〇〇%

〇〇建設株式会社 〇〇%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参考のうえ構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行〇〇店とし、企業体の名称を冠した代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第12条 当企業体は、工事しゅん工の都度当該工事について決算するものとする。

（利益金の配当の割合）

第13条 決算の結果、利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益

を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果、欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成するまでは、脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により、構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していた出資の割合を残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退した構成員には、利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な理由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうち、いずれかが工事途中において破産し、又は解散した場合においては、前条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退もしくは除名された場合又は代表者としての責務が果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承諾により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した場合においても、当該工事につき契約不適合があったときは、各構成員は、連帯してその責めに任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

以上のとおり協定した証として、この協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自その1通を所持するものとする。

年 月 日

〇〇建設株式会社  
代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

〇〇建設株式会社  
代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

## 特定建設工事共同企業体提出書類について

### I 提出書類一覧表

綴り順	提出書類の名称	部数	綴り方法
1	特定建設工事共同企業体建設工事入札参加資格審査申請書	1部	一括袋とじ
2	特定建設工事共同企業体協定書	1部	〃
3	各構成員の経営事項審査結果通知書の写し	1部	〃 (代表者、構成員の順)

「共同企業体編成表」については、落札者が、契約を締結した日の翌日から起算して5日以内に提出していただきます。

### II 提出書類の記載事項等

- 1 建設工事入札参加資格申請書（特定建設工事共同企業体）は、次により記入して下さい。
  - (1) 共同企業体の名称は、「〇〇・△△特定建設工事共同企業体」のように商号の略称の間に「・」を入れること。
  - (2) 共同企業体代表構成員の所在地、商号又は名称及び代表者氏名の欄は、共同企業体代表構成員の代表者の所在地、商号、職氏名を記入し、社印と代表者印を押印すること。なお、受任者を設ける場合は、上記の下に受任者の属する営業所等の所在地、職氏名を記入し、押印すること。
  - (3) 共同企業体構成員の所在地、商号又は名称及び代表者氏名の欄は、共同企業体構成員の代表者の所在地、商号、職氏名を記入し、社印と代表者印を押印すること。
  - (4) 文章部分の空欄は、共同企業体の代表者の商号又は名称及び共同企業体の名称を記入すること。
  - (5) 商号又は名称の欄は、共同企業体の代表者及び構成員それぞれ記入すること。
  - (6) 許可番号及び許可年月日の欄は、申請書提出日現在で記入すること。
  - (7) 営業の種目の欄は、申請書提出日現在で取得している建設業の許可業種をすべて記入すること。（土、建、管等のように略号でも可）
- 2 特定建設工事共同企業体協定書は、次により記入して下さい。
  - (1) 第1条：発注先は、「鹿沼市」、工事名称は、条件付き一般競争入札公告に記載された工事名のとおり。
  - (2) 第2条：名称は、建設工事入札参加資格審査申請書に記載したとおり。
  - (3) 第3条：事務所の所在地は、共同企業体の代表者の所在地（受任者を設ける場合は受任者の属する営業所等の所在地）
  - (4) 第4条：成立の時期は、公告の日から申請書提出期限までの間で、協定を取り交わした日
  - (5) 第5条：構成員の住所及び名称は、共同企業体の代表者及び構成員それぞれの主たる営業所の所在地及び商号
  - (6) 第6条：代表者の名称は、共同企業体の代表者の商号
  - (7) 第8条：構成員の出資の割合は、鹿沼市建設工事共同企業体取扱要領第8条に定める割合
  - (8) 第11条：取引金融機関は、共同企業体としての預金口座がある金融機関の名称及び本支店名

(9) 末 文：共同企業体の代表者の商号、共同企業体構成員の数（代表者を除く）、前項（1）の名称、構成員全員の数

3 その他

受任者を設ける場合は、申請時に委任状を提出してください。委任状の様式は任意ですが、次の点に注意してください。

(1) 「○○○○工事について下記の行為を委任します。」のような1文をいれて、委任の対象となる工事を限定してください。

(2) 委任事項には、次の行為を含めてください。

- ①共同企業体結成及び入札参加資格申請に関する件
- ②入札及び見積りに関する件
- ③復代理人の選任に関する件
- ④工事請負契約に関する件
- ⑤工事完成保証に関する件
- ⑥工事請負代金の請求及び受領に関する件